

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年9月11日（火曜日）

○日時 令和6年9月11日 午後2時38分開会

○場所 議場

○議件

1. ふるさと寄附について
2. 秋季視察について

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（6名）

金兵智則
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
観光商工部長	伊倉直樹
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

午後2時38分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日は、所管事務調査となります。

それではまず初めに、議件1、ふるさと寄附について説明を求めます。

○後藤利博副市長 本日、委員会にて説明をいたします内容は、ふるさと寄附に係る税控除のためのワンストップ特例申請の事務の誤りについてでございます。

本市にふるさと寄附をしてワンストップ特例申請を希望された方の一部に、申請情報の取り込み作業を漏らしていたという事務処理のミスが発生をいたしました。該当人数は73名、寄附件数は92件でございます。

後ほど担当のほうから詳細を説明させていただきますが、この件で寄附をされた方々には大変な御迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

○中村幸平商工労働課長 資料1号を御覧願います。

ふるさと寄附のワンストップ特例申請に係る事務処理誤りについて御説明申し上げます。

1. 概要ですが、ふるさと寄附を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されますが、税金の控除を受けるためには、原則としては、確定申告を行う必要があります。この中で、自治体間で寄附に関する情報を連携、やり取りすることにより、確定申告を行わなくてもふるさと寄附の寄附金控除を受けられるワンストップ特例制度が設けられています。

特例の申請は、1年間、1月1日から12月31日のふるさと寄附を行った先の自治体数が5団体以内で、確定申告の不要な寄附者の方が利用、申請できるものでございます。このワンストップ特例の申請につきましては、郵送、オンラインの手続きがあります。

網走市において今回、オンラインで行われた申請情報の一部で取り込み作業を漏らす事務処理の誤りが発生しました。このことにより、2024年の1月4

日付で、ワンストップ特例の申請を行った寄附者の方、2023年分の寄附になりますが、この分につきまして網走市分の寄附金控除が適用されず、寄附者の方々に修正申告を行っていただく必要が生じたものでございます。

2. 該当となる寄附者等についてですが、1月4日付でワンストップ特例の申請をオンラインで行った寄附者の方で、さとふる経由の方が71名、ふるなび経由の方が2名、合計73名、寄附の件数は延べ92件、合計寄附額は133万2,000円でございます。

3. 今後の対応でございますが、まず、おわびのメール文を該当寄附者に送信するとともに、個別に文書を発送いたします。あわせまして、個別電話による説明を行い、修正申告を行っていただくよう依頼するものでございます。資料の2ページ目が依頼に関する文書案となっております。

4番、現状と再発防止対策でございますが、今回の事務処理の誤りが発生した作業は、寄附者の方がオンラインで行った特例申請、ウェブ上の情報について、ふるさと納税の管理システムという寄附情報管理システムに連携し情報をつなぐものでございますが、職員が日々、前日までの特例申請、特例申請があった情報をダウンロードする作業を行い、その後、既に受けている寄附情報との連携作業を行う際、別の職員が立ち会う形で作業を行ってまいりました。

再発防止対策といたしまして、今回、データの取り込み漏れがあったということでそれを防ぐため現在の作業に加えまして、既にシステムに取り込まれたはずの情報データのダウンロード状況、これを週1回の頻度で改めて確認を行い、寄附が行われたものとぶつけ合うことにより消し込み作業を行います。

加えまして、ひと月単位、月末で当該月、ひと月分のダウンロード状況を再度確認することで、二重でのチェック体制を新たに加えることとし、対応を進めております。

今回のような事態が再び発生しないよう、改めて事務の確認、見直しを行い、再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明に対し、質疑等ございますでしょうか。

○澤谷淳子委員 今御説明いただいて、再発防止対策のところも書かれていましたので、これは、実際

には1の方がいつもやっていたという感じなのでしょうか。そのチェックというか、突き合わせというか。

○中村幸平商工労働課長 まず、オンラインでのワンストップ特例の申請というのは、1日当たりの情報というのがたまっています。その前日分というものを、市のほうのポータルサイトから、今回でいうさとふるのところから1日分を取り込みます。その作業は単独で行っております。取り込んだデータにつきまして、実際に寄附があったという方との情報を突合する作業、これをもう1人別の職員が立ち会う形で2名体制で行っていたところでございます。

○澤谷淳子委員 それでは、その頻度もこの次からちょっと上げるといふか、二重でのチェックをするというふうになっているので、それだと、それは防げていけるというふうを考えていいのですか。

○中村幸平商工労働課長 今回、1月4日付で申請を行ったところなんですけれども、1月4日の申請というのが2種類ございます。

2023年度中に寄附を行った分に対するオンラインでの特例申請、2024年度中に寄附を行った分に対する寄附情報に対する特例の申請という2種類のデータがございまして、この部分の2023年度分と2024年度分というデータ、二つ存在したものだんですけれども、そのうちの片方、2023年度分の取り込みというのが、今回、漏れたところでございます。

二重な体制をすることによりまして、まず取り込み漏れが存在しているかどうか、その情報が残っているかどうかというのは、1週間の頻度でもう一度洗います。改めてそれをひと月単位で重ねてチェック体制を整えることで、この部分を防いでいくということで対応できるものと考えております。

○井戸達也委員長 ほかに。

○松浦敏司委員 1月4日の出来事が、これが発見されたというか、わかったのはいつで今日に至ったのか、その辺伺います。

○中村幸平商工労働課長 まず、ワンストップ特例の申請を行っていただいた後、実際に確定申告が必要になるケースがございまして、そういった方については、そこまでの情報しか反映されないものがございます。

したがって、実際に寄附額控除が反映されているかどうかというのが、6月の税の賦課の段階で決まってくるようになります。

今回、8月7日にさとふるのサポートセンター宛てに、まずお客様のほうから問合せがございました。その際、市のほうでは、特例申請が記録上、その段階で行われておりませんと、そういう旨で回答させていただいたところです。

その後、さとふる様と寄附者様のほうでやり取り、確認作業が行われた結果、さとふるのほうでは、用意してあるデータのうち、この部分のダウンロード記録、ログが残っていないと、ダウンロードされた形跡がないということが判明したのが8月26日のことでございます。その関係で、データの取り込み作業漏れというものが判明し、今日にいたるところでございます。

○松浦敏司委員 つまり、寄附者から問合せがあって、その結果、調べたら網走市のほうでどうやら漏れているということがわかったと。こういうことですね。そういう意味では、寄附者に対しては大変迷惑というか、あってはならないことだというふうに思います。

一応、今後、チェックをさらに強めるというようなこともあるようですから、本当に寄附者をはっきりさせるようなことに結果としてなってしまったという点では、しっかり反省をし、二度と繰り返さないようにしていただきたいということです。

以上です。

○深津晴江委員 確認させてください。

結果的にその取り込み作業が漏れた、できなかったというのは1日というのか、1回だけということではよろしいでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 前後の日にも含めまして確認しましたが、この1日分、72名の方、すみません、73名の方、92件分のデータでございます。

○深津晴江委員 わかりました。

結果的に、確定申告をしていただくことになりました。これ、どうなのでしょうね。それに対してのおわびとか何かそういうのって、お手紙をつけるとかメールでというのはわかったのですが、わかりませんが、それ以外のプラスアルファで何かそういう手間に対してとか、何かそういうのってお考えがあるのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 まず、寄附者の方に御迷惑をおかけしてお手間をおかけすることになる、このこと自体は間違いなく大変申し訳ないことだと考えております。本件さとふる寄附の関係でございますが、原則、確定申告。本来、手間を省略できます

よという内容ではございますが、その部分については返礼品の部分というのは既にやり取りがある中で、さとふる寄附の制度上、基本的に修正申告のお願いをさせていただく部分になります。ですので、その部分は手紙、お電話で丁寧に説明をしてみたいと考えております。

○深津晴江委員 わかりました。

いろいろ寄附の関係で、例えばQUOカードをつけるとか、そんなふうにはならないというようなところは理解したいと思いますが、やはり確定申告はすごく手間、ひよっとしたら時間ですとか、かかってくるかと思っておりますので、そこら辺は本当に丁寧な対応をお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○小田部照委員 すみません、私のほうからもちょっと確認させていただきます。

そもそも、さとふる納税のワンストップ特例制度って、確定申告しなくていいからみんな気軽にやる制度なのですね。これ73名の方がそのつもりでやったことが税の控除を受けなくて、このお客さんのほうからクレームみたいな形で多分発覚したような状況で今説明ありましたが、相当よろしくない思いをしているのだと感じます。

確定申告してくださいってお願いするんだけど、するしないは個々の自由で、しないだけ損するのですけれども、これ、したくないという最終確認まで取るのですか。

○中村幸平商工労働課長 まず、確定申告のお願いをさせていただく、その結果、税の申告は別途されるされないというところについては、確認をする予定はございません。

○小田部照委員 なかなかそこまで確認しようもないと言ったら変ですけども、だと思えます。

ただこれ、そういうことが手間だからワンストップ特例制度を活用して網走に寄附していただいているこの73名の方はそういうつもりでやったんだと思うのです。そういうお手紙や連絡をいただいたとしても、結構やらないで、ただ損してしまったというようなケースも多分、出てくるんだと思います。この73件もあればね。全員が全員、確定申告、再度、言い方があれですけども、微々たる金額だったら、この控除も面倒くさいからいいやと、その手続のほうがという場合もあるんだと思います。

しかし、さっき再発防止の話も出ていましたが、そもそもこのさとふる納税、網走、なかなか他市町

村から比べてもいいところに行かないんじゃないかって議論もよくあります。そもそも、担当課のマンパワーがあまり満たしていないんじゃないかと僕は個人的に思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 ふるさと納税のスタッフ、体制の部分につきまして、今回、人為的なミスが原因で、このように御迷惑をおかけした部分でございます。大変御迷惑をおかけし、寄附者の方には大変申し訳ないことと考えております。

まず、確定申告の再度お願いする、修正申告につきまして、お手紙のほう、2枚目のページのほうに文案のほう載せておりますが、まずここについては、確定申告の手続についても丁寧に説明をする。また、オンラインでの修正申告というのも可能になっております。

そういった点で一定程度、もともとオンラインでの特例申請を行っていただいた方に対して、可能な限り事務作業が減る形での修正申告の作業というのを御案内、御依頼する予定でございます。

市のふるさと納税のスタッフ、人員体制のところでございますが、今回のところ、結果として事務の誤りが起きたことは間違いございません。

ただ実際ここ数年、今回のさとふるさん、ふるナビさんというようなシステムというのは、運用してきたところでございます。当然、人員体制がより、もう少し工夫をしながらやらなければならない部分かとは思っておりますが、現行につきましては、今後、年末の繁忙期といいますか、ふるさと納税の、いわゆるシーズンを迎えるに当たってより丁寧に、また商工労働課としては、徹底した作業の体制で臨みたいと考えております。

○小田部照委員 今の答弁ですとマンパワーは何とか足りているんだというような御答弁なんだと思うのですが、今シーズンの春なんですかね、何かこのふるさと納税制度、またちょっと改定というか変化がありましたよね。

それでちょっと僕、ふるさと納税の返礼品の事業所のほうから相談、お話あったのが、本来は何パーセントという、ちょっとごめんなさい僕、制度の改正のあれがちょっとど忘れしちゃってあれなんですけれども、本来、事業所が受け取るべき何パーセントかの金額が、これ事業所が受け取れないような状態で市役所側のほうに入ってしまった、何パーセントなんだけれども、ちりも積もったら何百万、何千

万にもなるんだよというような話をちょっとお聞きしたんですが、この辺ちょっとわかりますか。

○中村幸平商工労働課長 昨年のルール改正の中で経費率が非常に厳しくなりましたというお話がございました。それは昨年の10月以降適用されているものになります。

その前もその後も返礼品の割合というのは、寄附総額、寄附額の中の3割を上限としますというのがございます。3割という上限ということは、例えば1万円と言いますと3,000円までが商品に使えますよ、商品の価値としてお支払いできますよということなんですけども、送料ですとか、そういったところの経費、ほかの経費がそこに、残りの20%の中で収めるところが非常に厳しい状態になったと。

そこで網走市の場合は、返礼品3割、マックスのところを28%、27%というところを一律で設定させていただいております。ですので、商品に対してお支払いする金額自体は、例えば3,000円のを2,700円にしてくださいといったことではなくて、3,000円のは3,000円として買います。

ただ、寄附を受け取るとき、お客様から寄附を頂くときは、寄附額1万円ではなく1万1,000円、1万2,000円という寄附額で全体の経費の中に収まるようにというところでやり取りをさせていただいたところがございます。

ですので、委員がおっしゃられている事業者様の中では、その数字の部分が30%から27%、28%になったところのここが削られたんじゃないかという、その分値引きをさせられたんじゃないかというような御印象があるかもしれませんが、実態として事業者さんにお支払いしている額については変わりがないところでございます。

○小田部照委員 僕もあまり詳しくないので説明を受けてもちょっといまいかなんですけれども、事業者さんが言っているような話とまた違うような気がするのですよね。事業者さんの理解もちょっとそこがあるかもしれませんが、ちょっとこの辺、わかりました。確認して、また別のときに伺います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 あってはならないことですが、なったことはですね、これはやっぱり反省しながら次の対策しっかりするっていうことがまず大事です。

そこはいいとして、今やっぱりこの対象になっている方に対して、大変大事な方ですし今までしてく

れた方ですから、ここへの対応なのですが、今手元にあるこのお手紙をですね、この関係者にまず出すということなのですね。そして後の対策は何かあるんですか。何か向こうから来たら対応するのか、何かどういうことを考えてるのか、一番ここが大事だと思うので、アフターフォローが。

○中村幸平商工労働課長 寄附者の方への今後の対応という点でございます。

改めて申し上げますが、まずお知らせをさせていただき、メール文で。まずこういったことが起きたということをお知らせしていただき、さらに文書で確定申告、修正申告に関する資料ですとかそういったものを送らせていただきます。プラスアルファ、個別に電話でその内容を御説明と謝罪をさせていただきながら修正申告の作業を行うことで予定しております。

○山田庫司郎委員 これだけ出して、向こうから返事か何かがあるのを待つのかなというふうになんかと思ったものですから。

今お聞きしたらやっぱり電話でも個別対応を含めて考えているとお聞きしましたので、ここはしっかりやってください。ここで離れないように、やっぱりこれからも続いていただけるように、対応が一番大事だと思いますので。

了解しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 今、山田委員の答弁の中で電話で対応するというお話がありましたけれども、要望ですけれども、できれば市長が直接73人に電話しておわびをしたほうがいろいろといいのかなと思いますので、検討してみてください。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではここで、理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、秋季視察について協議をいたします。

9月5日の委員会で実施することに決まった秋季視察ですけれども、まず、委員外議員の参加について認めるか否かを決めたいというふうに思いますが、御発言願いたいと思います。

○松浦敏司委員 あくまでも総務経済委員会なので

すが、主たる主人公は我々ですが、そこについてきて視察するのは委員外でもいいんじゃないかと思えます。

ただ質疑のときには、基本的には総務経済の人たちが主たるもので、その後、何か聞き残しがあれば聞くという形を、ルールを守っていただければいいんじゃないかと思えます。

○井戸達也委員長 ただいま、委員外議員も認めるという発言がございましたけれども、ほかの委員につきましては、それによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

次に、正副に一任をいただいて実施日、幾つか候補を挙げさせていただきながらお話をさせていただきました。視察先について調整を、皆様から頂いた御意見を基に調整を図ってですね、資料にまとめてみましたので、まず資料を御覧いただきたいと思えます。

皆さん御確認いただけましたか。

サケの水揚げについては、時間が早いということと、そして近くで見ることができないという部分も含めてですね、仮に水揚げを朝早く見たとしても、その次の視察先まで時間の調整が難しいというところで、競りの場所を見せていただくというところをスタートとして、そして麦乾の関係、そして集出荷施設、そして戻ってきたところで水道関係の終末処理のほうと、このような感じで大体午前中の予定とさせていただきたいと思えますけれども、この辺でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程については、10月16日、このように決定をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

時間等に変更が生じた場合、例えばしけで魚が揚がらないとか、こういったことも考えられますので、そういった場合については、正副に一任いただいて調整をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上で、総務経済委員会を終了いたしますが、ほかに皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時06分閉会
